法と人間科学通信

LAW AND HUMAN SCIENCES

Vol. 4

2013 年 6 月号

発行：文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」・総括支援室

◆ 目　次

■ 総括支援室からのお知らせと HP 情報インデックス ---------- 1

■ 実務家と研究者のクロスセクション ---------- 2
「法と心理学のはざまで」
立命館大学　浜田 寿美男

■ 研究アゴラ ---------- 3
著書紹介
**「不妊治療者の人生選択
―子どもをもつことをめぐるナラティヴ」**
立命館大学　安田 裕子

巻頭歳時記

北海道に遅まきながら訪れた春は、瞬く間に初夏へと移り変わります。そのめまぐるしさは日替わりで咲き誇る花々の種類の豊かさからも感じられ、構内にはそれを愛でる市民の姿も目立ちます。その光景に、アカデミックな世界と生活者の共存を感じたり、法と人間科学が生活者に具体的貢献ができる希みを新緑のきらめくの中に見ているような気がします。

中間評価を間近に控え、ますます当領域の活動もヒートアップします。6 月には、当領域共催のイベントが 2 件あります。8 日は、仲先生らが企画の日本心理学会シンポジウム「裁判員制度を巡る心理学的諸問題 - 何が課題か、どう対処するか -」の第 1 回、22 日は、櫻井先生の司会による JSCPR 特別公開講座「オウム集団・あの事件は何だったのか？ ―カルトメンバーと死刑―」が開催されますので、是非会場へお運び下さい。そして、8 月 6 日には安田先生企画の第 2 回目の実務家研修が京都で開催されます。（総括支援室・高橋）

総括支援室からのお知らせと HP 情報インデックス

■ 総括支援室からのお知らせ

● 7 月～ 9 月の学会情報

- ■ 7 月 1 ～ 2 日　International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG) Masterclass 2013 [Maastricht, The Netherlands]
- ■ 7 月 3 ～ 5 日　International Investigative Interviewing Research Group (iIIRG) Conference 2013 [Maastricht, The Netherlands]
- ■ 7 月 31 日～ 8 月 4 日　American Psychology Association (APA) Annual Convention[Honolulu, U. S. A.]
- ■ 8月9 ～ 11日　Society for the Study of Social Problems (SSSP) 63rd Annual Meeting [New York, U. S. A.]
- ■ 8 月上旬　日本司法福祉学会 第 14 回全国大会
- ■ 9 月 19 ～ 21 日　日本心理学会 第 77 回大会 [札幌コンベンションセンター]
- ■ 9 月 28 ～ 29 日　日本犯罪心理学会 第 51 回大会 [大阪教育大学・柏原キャンパス]

●領域メンバーへ、情報提供のお願い

本領域の HP、通信、ニューズレターでは、皆様の活動を随時掲載・紹介し、領域の内外にお知らせしておりますので、イベントの告知、報告（レポート）、メディアへの出演情報、新規掲載論文、著作の出版など、当領域に関する活動情報を、是非、総括支援室（事務局）へメール（lahs ＊ let.hokudai.ac.jp）にてお寄せ下さい。また、実務家、市民の皆様からのご意見、ご感想および情報提供をお待ちしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

※メールアドレスは＊を＠に換えてご利用下さい。

■ ホームページ（お知らせ・イベント）

[http://law-human.let.hokudai.ac.jp/]

[イベント告知]

● JSCPR 特別公開講座「オウム事件・あの事件は何だったのか？ - カルトメンバーの死刑 -」の開催
6 月 22 日（土）14：00 ～、日比谷コンベンションホールにて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/374/

● 2013 年度　第 2 回実務家研修「DV にさらされた子どもへの支援」の開催
8 月 6 日（火）10：00 より立命館大学にて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/117/375/

[イベント報告]

● 2013 年度　第 1 回実務家研修「大学のカルト対策 ～被害者への具体的な援助と方策～」の開催
4 月 27 日（土）14：30 ～ 17：00、北海道大学にて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/308/

● 2013 年度 日本心理学会公開シンポジウム「裁判員制度を巡る心理学的諸問題 - 何が課題か、どう対処するか -」第 1 回の開催
6 月 8 日（土）14：00 ～ 16：30、学習院大学にて
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/group/summary/archive/118/358/

※各 URL は、ハイパーリンクになっています。
URL をクリックすると、そのサイトが開きます。

実務家と研究者のクロスセクション

法と心理学のはざまで

立命館大学　浜田 寿美男

私が心理学の研究者として刑事裁判に関わりはじめたのは 1970 年代の後半、もう 30 年以上も前のことになる。最初は上告審段階に入っていた狭山事件（1963 年に埼玉県狭山市で起こった女子高生誘拐殺人事件）の自白問題、つづいて甲山事件第一審（1974 年に知的障害児入所施設で起こった園児溺死事件が殺人として疑われた事件）で目撃供述の問題だった。以来、刑事裁判の泥沼に浸かったまま、そこから抜けられないでいる。その間に甲山事件は 1999 年に無罪確定で決着したが（それでも事件から 25 年、裁判だけでも 21 年を要した）、1963 年発生の狭山事件の方は 1977 年に無期懲役が確定して、その後も再審請求が繰り返されている。ちなみに 2010 年には自白過程の一部が録音されていることが明らかになって、録音テープが開示され、今あらためてその鑑定作業にかかっている。第一審でこれが開示され、心理学的分析がなされていれば、はたして裁判所は有罪の判決を下すことができたかどうか。それにしても、思えば、その事件発生からすでに半世紀になる。

自白や目撃供述の信用性の問題は、これまで裁判官の専決事項だとされてきたため、そこに心理学の研究者が関与するなどほとんどありえないことだと考えられていた。しかし、被告人・請求人の無実を信じる弁護人からすれば、供述の信用性判断こそがネックになって行き詰ってしまったとき、なんとかそこを打開するために「心理学の協力を」と考えるのは自然のなりゆきである。狭山事件や甲山事件でも、当時はほとんど前例のないことだったとは言え、それが法と心理学のきわめて素朴な出会いとなったことは間違いない。

そしてこの世界に足を踏み入れて 30 余年、大小のさまざまな事件に鑑定人として関わってきた。また冤罪主張のある事件を中心に、心理学の研究者として刑事裁判に関わる人たちが次々と出てきている。2000 年には法と心理学会が立ち上げられたが、その会に加わった心理学研究者たちが弁護人から求められて供述鑑定を行った事例は、すでに 100 件近くになるのではないかと思う。私自身も相当数の鑑定書を書いてきたし、上記の狭山事件と甲山事件に加えて、野田事件（1979 年に発生した小学校一年生へのわいせつ殺人事件）や袴田事件（1966 年に発生した一家 4 人殺害放火事件）については、その鑑定書をそれぞれ単行本にまとめて公表してきた。

しかし、事はまだはじまったばかり。裁判所の判断において心理学鑑定が十分に考慮された例はまだきわめて少ない。私の鑑定もほとんど連戦連敗といった体で、幾度も悔しい思いを重ねてきた。じっさい判決で鑑定結果が受け容れられなくても、せめてその理由が明示されて納得できるのなら、自分たちの非力を嘆けばよいのだが、「そもそも供述の信用性判断に心理学鑑定はなじまない」といった口吻で門前払いにされてしまった段には、どうにも腹の虫がおさまらず、つい「表に出ろ」と啖呵を切りたくなる。もちろん冷静になってみれば、そんな啖呵を切って事が済むわけではない。裁判官の「心証」という見えない裏の論理に対して、とにもかくにも私たちは表の論理をしっかり展開できるだけの用意をしなければならない。そう思いなおしたとき、心理学の側にもまた、裁判の具体的な場面にちゃんと対応できるだけの理論を築きえていない現実がある。そのことを率直に認めざるをえない。悔しがっているばかりではいけない。問題はこれからである。

新学術領域研究「公開シンポジウム」にシンポジストとしてご参加されている様子（国際会議場にて 2013 年 1 月 12 日）

研究アゴラ

著書紹介

「不妊治療者の人生選択 ―子どもをもつことをめぐるナラティヴ」

立命館大学　安田 裕子

これまで、女性と子どもが人生において直面する危機とその回復に広く関心をもち、なかでも子どもに恵まれないという不妊の問題に焦点をあてて研究を行ってきました。それは、生殖にまつわる当事者の権利擁護といった、法と心理学の射程に入る課題でもあると考えます。また、人のライフを捉える方法論 TEM の開発を共同で行ってきました。 今回は、それらを扱った博士論文を改稿しまとめた著書のご紹介をさせていただきます。

不妊は、子どもという愛着対象の喪失、アイデンティティ形成への影響、対人関係での葛藤や困難など、種々の問題を生じさせ、個人・夫婦・家族にとって多岐にわたる心理的・発達的危機として経験されます。不妊は、「生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間、性生活を行っているにもかかわらず、妊娠の成立をみない状態」と定義されます。不妊の夫婦が 7 組に 1 組であるとも言われる昨今、生殖補助医療の進歩は当事者夫婦への恩恵として語られます。実際に、欧米や日本などの生殖医療先端諸国では、55 人に 1 人の子どもが体外受精やその関連生殖補助医療技術で誕生しています。

こうしたなかで、子どもが授からなくて悩む女性は、期待をかけて不妊治療に通い始めます。不妊の原因が夫と妻のいずれにあっても、女性が治療の対象とならざるを得ないのですが、治療に通う過程で、治療をすることに拘束された精神状態になっていく女性も多くいます。子どもを望まなければ、あるいは子どもを望んでも治療をする選択をしなければ、不妊ということにはならないのですが、治療を始めた時点で不妊であることが確定することになります。そして、子どもをもつことを目指し、「不妊である私」から脱しようと治療にのめり込むほどに、不妊アイデンティティが膨れ上がり、一方、治療の失敗が度重なるなかで、子どもを生むことができないことによる自尊心の低下や孤立感や無力感などが強まり、そうしたさまざまな喪失感情に適切に対処できなくなっていきます。不妊治療は、心身への影響はもとより、仕事や生活への制約も避けられません。保険がきかない部分が多く、経済的負担も大きい治療です。また、夫婦関係に少なからず影響を及ぼしたりもします。

子どもが授かるまで治療を続けることは、すなわち、治療の失敗を繰り返すことを意味するわけですが、種々の負担がのしかかる過酷な状況にありながらも、当事者女性には治療を続ける以外の選択肢が見えなくなっていく、ということがあります。しかし、治療によって必ずしも受胎しない現実がある以上、どこかの時点で、「治療をやめる選択」をし、子どもをもたない、あるいは養子を迎える選択により、家族形成や生活・人生展望を転換していくことが決定的に重要になってきます。生殖補助医療が普及し、その適用に広がりをみせ、治療をしない選択肢が当事者に見えにくくなっているからこそ、本書では、「治療をやめる選択」に着目し、治療をしても妊娠・出産に至らなかった女性の、子どもをもつことをめぐる選択と経験に焦点をあてました。とりわけ、治療をやめる前後で、養子縁組で子どもを育てる選択肢を考えた女性の、子どもを「産み」「育てる」ことに関する意思決定、非血縁の家族関係を築く経験を、生涯発達の観点から捉えています。その際、「発達における喪失の意義」という考え方を取り入れ、さまざまな喪失を伴う不妊経験の意味に光をあてていきました。

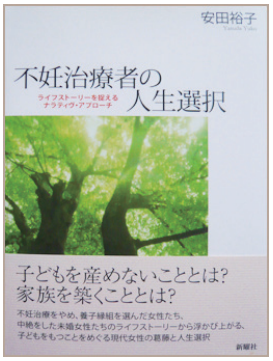

本書の方法論上の特徴は、経験の組織化、物語の語り方、多種の意味づけを重視するナラティヴ・アプローチに依拠している点であり、ライフストーリー・インタビューを行い、当事者女性の心理的プロセスに迫っていきます。また、人間発達や人生の径路の多様性と複線性を、歴史的・文化的・社会的文脈と、時間的プロセスのなかで捉える質的研究法、複線径路・等至性モデル（Trajectory Equifinality Model: TEM）を用いています（図 1）。TEM は、径路が分かれゆくポイント（分岐点）や収束・結節化するポイント（等至点）を捉えながら人生径路を描き出す、分析・思考の枠組みモデルです。後半では、これらの方法論をもとに、若年女性の中絶経験を取り上げてもいます。そして全体として、不妊治療をやめ、養子縁組をするという選択によって、女性と子どものライフが結び合わされる有り様と、そうした選択径路が社会的に明示化されることの意義を、不妊治療、養子縁組、中絶手術という受胎をめぐる選択肢との関連から述べ、生殖の選択と家族形成を社会的文脈のなかで位置づけ捉え返す方向性を照らし出しています。

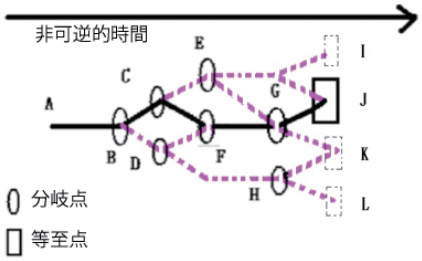

図 1　複線径路・等至性モデル（TEM）のイメージ図